

守口市介護保険事業に係る窓口業務等委託 公募型プロポーザル 募集要領

1 目的

高齢介護課の窓口での介護保険等に係る申請の受付、各種資料の整理、データ入力及び帳票等の作成、引渡し等に関する業務を民間事業者へ委託することにより、民間事業者のノウハウを活用し、効率的な業務運営を図ることで市民サービスの更なる向上に資することを目的とする。

2 事業概要

(1) 業務名

守口市介護保険事業に係る窓口業務等委託

(2) 業務内容

別紙「守口市介護保険事業に係る窓口業務等委託 仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年）

契約締結日から事業実施までの期間は準備期間とし、準備期間内に要する経費はすべて受託事業者において負担するものとする。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 及び守口市長期継続契約に関する条例第 2 条第 4 号に基づく長期継続契約。

(4) 上限額

金 508,279,200 円（税込）（5 年間）

【内訳】

令和 8 年度	0 円
令和 9 年度	95,478,240 円
令和 10 年度	99,242,000 円
令和 11 年度	101,244,000 円
令和 12 年度	104,962,000 円
令和 13 年度	107,352,960 円
合 計	508,279,200 円

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本業務の企画提案書等の提出時において、令和 8 年度の本市入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (3) 守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は各要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。

- (4) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) プライバシーマーク又は ISO27001（ISMS）の認証を取得していること。
- (9) 介護保険事業に係る窓口業務及び介護認定業務を地方自治体（町村を除く）から契約を受注し、過去 5 年以内（令和 3 年度から令和 7 年度まで）に業務が完了した実績があること。
- ※一部完了を含む（ただし、一部完了に係る対象期間が 1 年以上のもの）

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

守口市健康福祉部高齢介護課 〒570-8666 守口市京阪本通 2 丁目 5 番 5 号
 電話：06-6992-1613
 Mail：kaigo@city.moriguchi.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

- ア 配布期間 令和 8 年 7 月 28 日（火）～令和 8 年 8 月 20 日（木）
 （土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時 30 分まで。）
- イ 配布場所 高齢介護課（守口市役所 3 階北フロア）
 ※守口市ホームページからもダウンロード可

(3) 提出期間、提出場所、提出書類及び提出方法

- ア 提出期間
 令和 8 年 7 月 28 日（火）～令和 8 年 8 月 20 日（木）
 （土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時 30 分まで。）
 ※提出期間後に到着した応募書類は無効とする。
- イ 提出場所
 〒570-8666 守口市京阪本通 2 丁目 5 番 5 号
 守口市健康福祉部高齢介護課（守口市役所 3 階北フロア）
- ウ 提出書類

以下の書類（①～④）について、紙媒体の正本 1 部、及び各提出書類を PDF データ化し、電子記録媒体（CD-R 等）に格納したものを提出すること。

	書類内容	提出部数当
①	守口市介護保険事業に係る窓口業務等委託公募型プロポーザル参加 表明書兼誓約書 (様式 1)	紙正本 1 部 及び データ化したもの
②	会社概要（様式 2） 【添付書類】 ・事業者の基本財産、業務内容の詳細、活動実績等が分かる書類（パンフレットも可） ・プライバシーマーク又は ISO27001/ISMS の認証取得を証する書	

	類の写し（有効期限内のもの） ・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書。発行から3か月以内のもの） ・守口市ホームページで公表している入札参加資格者名簿のうち、提案者の業者番号、商号又は名称および所在地が記載された部分 ・国税及び地方税を滞納していないことが確認できる証明	
③	受託実績（介護保険事業に係る窓口業務及び介護認定業務）（様式5）	
④	見積書及び見積内訳（様式自由）	

エ 提出方法

持参または郵送（書留郵送に限る。期限までに必着）

5 企画提案書の提出

（1）提出期間、提出場所、提出書類及び提出方法

ア 提出期間

令和8年9月7日（月）～令和8年10月9日（金）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時30分まで。）

※提出期間後に到着した企画提案書等は無効とする。

イ 提出場所

〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号

守口市健康福祉部高齢介護課（守口市役所3階北フロア）

ウ 提出書類

以下の書類（①～⑦）について、紙媒体の正本1部、副本5部、及び各提出書類をPDFデータ化し、電子記録媒体（CD-R等）に格納したものを提出すること。

	書類内容	提出部数等
①	【企画提案書】 スケジュール（様式6）	紙正本1部 紙副本5部 及び データ化したもの
②	【企画提案書】 偽装請負対策（様式7）	
③	【企画提案書】 業務実施体制・配置予定者等（様式8）	
④	【企画提案書】 業務遂行（様式9）	
⑤	【企画提案書】 雇用・研修（様式10）	
⑥	【企画提案書】 個人情報の管理（様式11）	
⑦	【企画提案書】 追加提案事項（様式12）	

エ 提出方法

持参または郵送（書留郵送に限る。期限までに必着）

（2）提出された企画提案書等の取扱い

ア 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。

イ 採用された企画提案書等に対し公文書公開請求があった場合は、守口市情報公開条例に基づき、特定の内部管理情報や個人情報などを除いて、原則公開することとする。

ウ 提出のあった企画提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

エ 提出された応募書類等は返却しない。

オ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

カ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

(3) 留意事項

ア 企画提案書等の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出期限内における企画提案書等の差替え、再提出は可能とする。

ウ プロポーザル参加申込書の提出後に、企画提案書等を提出しないこととなった場合は、辞退届（様式４）を提出すること。

6 質問・回答

質問の受付は、質問内容ごとに下記のとおり２回実施する。

(1) 受付期間（※いずれも土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前９時から午後５時３０分まで。）

１回目（参加表明に関する質疑）

令和８年７月２８日（火）～令和８年８月５日（水）

２回目（企画提案に関する質疑）

令和８年９月７日（月）～令和８年９月１５日（火）

(2) 質問方法等

ア 質問書（様式３）に質問事項を記載の上、電子メールで提出すること。

なお、提出後は電話で着信を確認すること。

イ メールの件名は「守口市介護保険事業に係る窓口業務等委託に関する質問」とすること。

ウ メール本文に、質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。

エ 質問毎に、質問内容を端的に表す標題を記載すること。

(3) 回答予定日及び回答方法

(1 回目) 令和８年８月１０日（月）

※本市ホームページに掲載し、個別には回答しない。

(2 回目) 令和８年９月２８日（月）

※本市ホームページに掲載し、個別には回答しない。

7 選定スケジュール（予定）

日付	内容
令和8年7月28日（火）	公告 公募型プロポーザル募集要領等の配布 一次質問受付開始 参加表明書等の受付開始
令和8年8月5日（水）	一次質問受付終了
令和8年8月10日（月）	一次質問回答（HP 掲載）
令和8年8月20日（木）	公告終了・参加表明書等の提出期限
令和8年9月上旬	一次通過者選定
令和8年9月4日（金）	一次結果通知
令和8年9月7日（月）	企画提案書等受付開始 二次質問受付開始
令和8年9月15日（火）	二次質問受付終了
令和8年9月28日（月）	二次質問回答（HP 掲載）
令和8年10月9日（金）	企画提案書等提出期限
令和8年10月19日（月）	二次プレゼンテーション・ヒアリング ※業務の関係上、日程変更の可能性があります。
令和8年10月下旬	二次通過者選定
令和8年10月21日（水）	二次結果通知
令和8年10月22日（木）	二次結果の公表
令和8年10月～11月	選定業者と打ち合わせ及び契約

8 評価方法等

（1）評価基準

「募集要領 別表1 評価基準」参照。

（2）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所等については別途通知する。

（3）評価方法

（1）の評価基準に基づいて評価する。

（4）候補者の選定方法

ア 候補者の選定は、「守口市介護保険事業に係る窓口業務等委託事業者公募型プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）が行う。

イ 一次審査は、「3 参加資格」を全て満たした提案事業者のみを対象に、「4 参加手続」により提出された書類により審査する。

一次審査の合格者を対象として、(1)の評価基準に対するプレゼンテーション及びヒアリングにより二次審査を行う。

ウ 失格者を除いた者のうち、一次審査及び二次審査の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

エ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

オ ウ、エにかかわらず、全委員の総点数の平均点数が 180 点未満の場合は、候補者として選定しない。

カ なお、審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

(5) 結果の通知

①一次審査

令和 8 年 9 月 4 日（金）に、一次審査を行った全ての提案事業者に対して、メールで結果を通知する。

②二次審査

令和 8 年 10 月 21 日（水）に、二次審査を行った全ての提案事業者に対して、メールで結果を通知する。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 参加資格を満たさないことが判明した場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

エ 価格提案書の金額が 2（4）の上限額を超える場合

オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

カ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

ク プレゼンテーションに出席しなかったとき。（ただし、交通機関の事故等、参加者の責によらない理由により欠席した場合を除く。）

9 選定結果の公表

選定結果通知日翌営業日以降に、下記公表事項について守口市ホームページで公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者名

- (2) 全参加者名、全参加者の総合評価点、企画提案評価点、価格提案評価点、提案金額、講評（候補者の選定理由）
- (3) 委員の氏名等
- (4) 会議録（要点筆記）

10 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と守口市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受注者は契約金額の 100 分の 10 以上に相当する額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、守口市契約規則第 21 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 委託料については、本市が受託者からの完了状況等の報告に基づき、必要な検査を受け当該検査に合格した場合において受託者からの請求後 30 日以内に支払う（毎月払）。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11 その他留意事項

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式 4）により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書等及び価格提案書については、1 者につき 1 提案に限る。
- (3) 書類提出期限後、企画提案書等及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。（提出期限内の差替え、再提出は可能とする。）
- (4) 参加表明書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。また、二次審査における機材その他は、応募者が準備するものとする。ただし、プロジェクター投影用スクリーンは守口市が準備する。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（令和 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。